

空中給油機KC-130の鹿屋基地
への訓練移転に係るこれまでの対応
と防衛省との協議について

平成27年10月30日
鹿 屋 市

目次

- I 鹿屋基地に係る在日米軍再編について
..... P 1

- II 空中給油機 K C - 130 の鹿屋基地に
おける訓練概要
..... P 4

- III 防衛省への主な確認事項
..... P 6

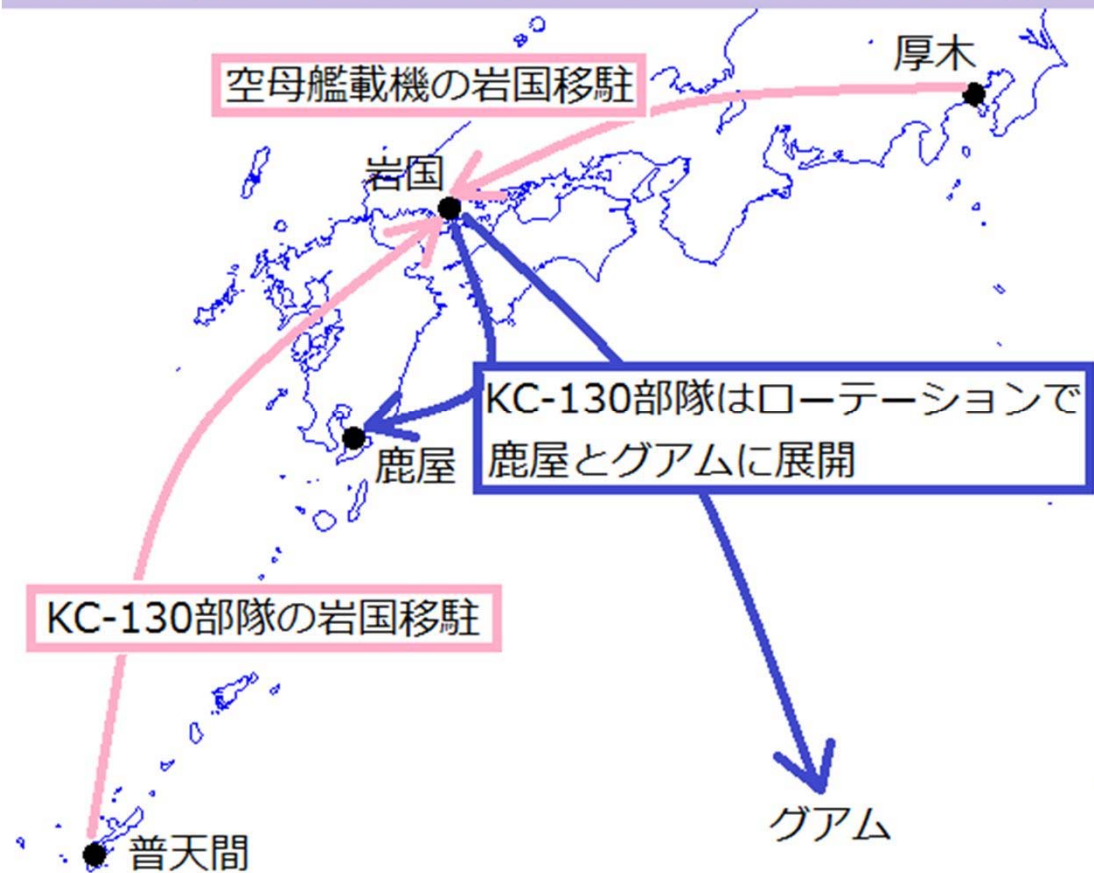
I 鹿屋基地に係る在日米軍再編について

在日米軍の再編は、抑止力の維持を図りつつ、米軍基地が集中する沖縄の負担を軽減するため、在日米軍や自衛隊の配置などを見直すものです。

鹿屋基地関係では、右図のとおり、

- KC-130部隊の普天間基地から岩国基地への移駐（平成26年8月完了）、
 - 空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐（平成29年予定）に伴い、
 - KC-130部隊の鹿屋基地・グアムでの訓練及び運用のローテーション展開
- が予定されているところです。

再編の実施のための日米ロードマップ（鹿屋関係）



背景

◎ 平成17年10月29日

「日米同盟：未来のための変革と再編」（中間報告）

- ・ 普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。
（※鹿屋基地関係分 抜粋）

◎ 平成18年5月1日

「再編の実施のためのロードマップ」

- ・ KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。（※鹿屋基地関係分 抜粋）

◎ 平成26年8月26日

山口県岩国市へKC-130空中給油機の移駐完了

平成27年度 空中給油機訓練移転における主な経過

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 5月18日 | 防衛省 原田政務官来庁（訓練概要の説明） |
| 5月28日 | 議員説明会 |
| 6月 4日 | 鹿屋市基地関係連絡協議会の開催 |
| 6月下旬 ~ | 防衛省へ訓練移転に関する確認事項照会 |
| 7月 6日 | 議員説明会（九州防衛局説明） |
| 7月11日~14日 | 住民説明会（5会場）（九州防衛局説明） |
| 7月28日 | 新富町（新田原基地）視察 |
| 8月19日 | 鹿屋市基地関係連絡協議会の開催 |
| 8月24日 | デモフライト（KC-130、P-3C）実施 |
| 9月 4日 | 議会全員協議会（住民説明会、デモフライト概要） |
| 9月29日 | 鹿屋市議会 米軍機訓練移転受入賛同決議 |
| 10月8日 | 普天間基地、宜野湾市視察 |

Ⅱ 空中給油機KC-130の 鹿屋基地における訓練概要

① 離着陸訓練

日中及び夜間に、海上自衛隊のP-3Cと同じ場周経路を飛行し、タッチ・アンド・ゴーや滑走路上の特定の位置に停止する訓練

訓練回数は、日中と夜間に、それぞれ月8回程度、1回あたり4時間程度を予定

② 地上給油訓練

日中及び夜間に、地上に駐機したKC-130から、米軍のCH-53等のヘリコプターやMV-22オスプレイに給油を行う訓練

訓練回数は、月2回程度、1回あたり6時間程度を予定

③ 荷下（におろし）訓練

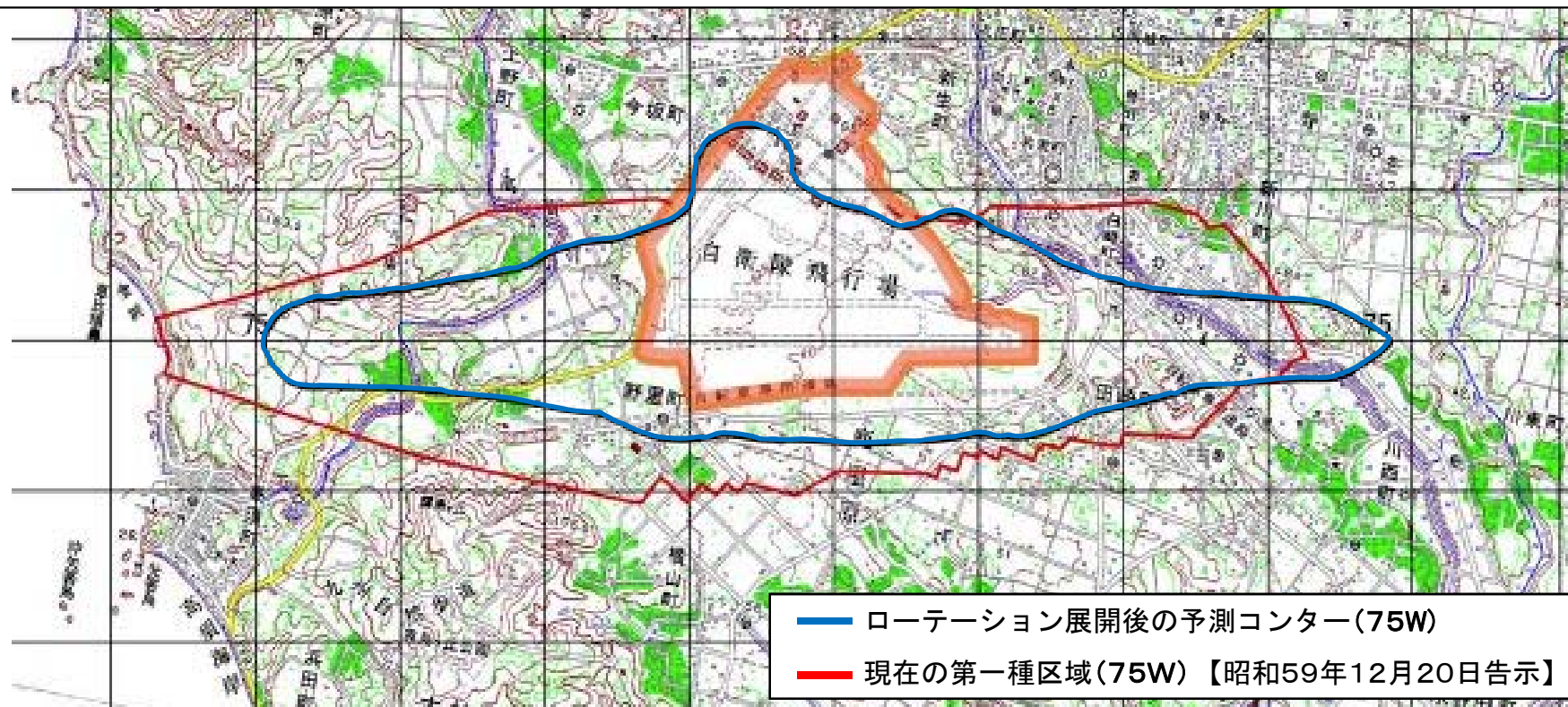
KC-130後部ハッチを開けた状態のまま、地上を走行しながら、貨物用パレットを下ろす訓練

訓練回数は、月2回程度、1回あたり4時間程度を予定

ローテーション展開後の騒音予測コンター図

※ 「第一種区域」とは、騒音度調査結果に基づく、住宅防音工事の対象となる区域。
指定基準は、75Wの騒音コンター。

※ 「騒音コンター」とは、同じ値のWECPNL（音響の強度、ひん度、継続時間、発生時間帯などを総合的に評価する基準。「うるささ指数」）を結んだ曲線。



注1:騒音予測コンター図については、現在の海上自衛隊機による騒音に、KC-130のローテーション展開後の騒音を加味したものを想定し作成

2:飛行経路は、鹿屋基地の所属の航空機と同様と想定

3:飛行回数は、現在、日米間で調整中の訓練内容を基に、最大値を想定

Ⅲ 防衛省への主な確認事項

空中給油機KC-130の訓練移転に関して、住民説明会、市議会等から寄せられた懸念・疑問等を次の項目に整理して、防衛省に確認をしました。

2 訓練

4 安全対策

1 基本的事項

3 騒音対策

5 地域振興策

1 基本的事項

(1) 鹿屋基地における訓練移転については、今回示されている「離着陸訓練」「地上給油訓練」「荷下訓練」のみとし、将来的にも訓練の拡大や米軍基地化は絶対にしないこと。

今般の鹿屋基地におけるローテーション展開については、「離着陸訓練」、「地上給油訓練」、「荷下訓練」以外に、追加の訓練や部隊の移駐などについて、日米間で協議は行っておらず、訓練の拡大や米軍基地化は考えておりません。

(2) 鹿屋基地における訓練日時、内容等については、鹿屋市及び地域住民に対して透明性をもって適宜提供を行うこと。

鹿屋基地におけるローテーション展開の訓練日時、内容等については、米側に対し可能な限りの情報提供を申し入れるとともに、米側及び鹿屋基地から得られた情報については、九州防衛局から速やかに貴市及び周辺地域の方々に提供したいと考えております。

2 訓練

(1) 鹿屋基地での訓練移転に当たっては、現在行われている鹿屋基地の訓練が夜間や休日等に集中するなど、鹿屋基地の運用に支障がないようにすること。

鹿屋基地におけるローテーション展開については、鹿屋基地の運用を妨げない範囲内で実施することとしております。

(2) 鹿屋基地における訓練移転は、最大月20日間と説明があったが、1ヶ月あたりの訓練日数を減らすための効率的な訓練の運用を講じること。

鹿屋基地におけるローテーション展開については、鹿屋基地の運用を妨げない範囲内で行われること、また、米軍の訓練効率という観点から、幾つかの訓練を組み合わせることもあり、個々の訓練日数の総計である月20日よりも少なくなると考えています。

(3) 鹿屋飛行場規則において、鹿屋基地における連続離着陸訓練は、原則として6時から21時の間に実施することとされており、それ以外の訓練は特に開始、終了時間の制限は設けていないとのことである。米軍の訓練においても、鹿屋基地における運用に基づいた訓練時間帯である21時までとすること。

今般の鹿屋基地におけるローテーション展開での夜間訓練（日没から遅くとも22時頃まで）は、米軍パイロットの練度維持のためには必要不可欠な訓練であることを御理解願います。

防衛省としては、訓練の実施に際しては、周辺地域への影響に可能な限り配慮することが必要と認識しており、貴市からの御要望である夜間訓練の時間短縮について、米側に申し入れてまいります。

(4) 鹿屋基地内に、新たに施設を整備する場合は、あらかじめ鹿屋市に整備概要を明確に説明すること。

鹿屋基地におけるローテーション展開のために必要となる施設整備については、現在のところコンクリート舗装のみを予定しているところですが、仮に新たな施設を整備する必要がある場合は、事前に貴市に対して整備内容等について説明してまいります。

3 騒音

(1) 鹿屋基地における米軍の訓練移転後は、騒音の増大が予想される。騒音の実態を的確に把握するため、常時騒音測定装置を増設すること。

防衛省においては、鹿屋飛行場周辺の2箇所に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の把握に努めてきたところです。

自動騒音測定装置については、今後、できる限り早期に増設について検討してまいります。

現在、九州防衛局が設置している自動騒音測定装置は、「新生市営住宅集会所」、「上野町公民館」の2箇所。騒音状況は、九州防衛局のホームページで閲覧できます。

(2) 地上給油訓練及び荷下訓練の実施時等における地上騒音対策として、防音壁等の消音・減音施設整備などの措置を講ずること。

地上給油訓練及び荷下訓練実施時等における地上騒音対策については、今後、ローテーション展開後の騒音の状況の変化を踏まえた上で、どのような対策が可能なのか検討してまいります。

(3) 空中給油機KC-130の騒音等により、畜産業等に被害が発生した場合、速やかに補償を行うこと。

空中給油機KC-130の騒音等により、家畜等への損害が生じた場合には、九州防衛局が窓口となって、騒音の状況、損害の状況等を調査した上で、速やかに対応してまいります。

(4) 訓練移転後は、できる限り速やかに騒音度調査を実施し、鹿屋市の実態に即した第一種区域の見直しを行い、速やかに騒音対策を講じること。

鹿屋飛行場の第一種区域の見直しに当たっては、ローテーション展開後の騒音の状況の変化を踏まえた上で、適切に実施したいと考えております。

(5) 鹿屋基地周辺には、告示後住宅が多数ある。鹿屋基地周辺における騒音状況が当時（昭和59年12月）とは変化していると考えられることから、告示後住宅も住宅防音工事の対象とすること。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条の規定に基づく住宅防音工事については、第一種区域の指定の際、現に所在する住宅を対象に実施しているところです。

防衛省では、全国の飛行場を対象に、騒音の現状に応じた第一種区域の見直しを逐次行っており、当該見直しに併せた施策の充実の一環として、第一種区域のうち特に騒音の著しい区域に所在する建設年度の古い住宅を防音工事の助成の対象としているところです。

鹿屋飛行場についても、今後、第一種区域を見直す際には、かかる見直しに併せ、防音工事の助成の対象としていく考えです。

(6) 防音工事で設置し10年以上経過した空調機器及び防音建具の機能復旧工事について、待機者が出ないよう必要な予算を確保するとともに、実施状況について鹿屋市に情報提供を行うこと。

空調機器及び防音建具の機能復旧工事については、引き続き所要の予算確保に努め、可能な限り早期に工事が実施できるよう最大限努力してまいります。また、当該工事の実施状況についても適宜情報提供してまいります。

(7) 防衛省による第一種区域の指定基準75Wを、環境省基準の70Wに引き下げること。

75W未満の区域における住宅防音工事の取り扱いについては、住宅防音事業の今後の在り方に関わる課題ですが、全国の住宅防音事業の進捗状況等を踏まえ、今後検討してまいります。

(8) 航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問合せは、国において責任を持って対応すること。

鹿屋基地におけるローテーション展開の騒音苦情や問合せについては、九州防衛局及び鹿児島防衛事務所の各窓口において対応してまいります。

- < 連絡先 > (※【九州防衛局ホームページより】)
- 九州防衛局
【平日】
電話：092-483-8813 (報道官)
【夜間及び休日の連絡先】 (平日：17時15分～翌朝8時30分、休日は終日)
電話：092-483-8832
 - 鹿児島事務所
電話：099-219-9055

4 安全対策

(1) 空中給油機KC-130やオスプレイ等の航空機及び米軍人による事件・事故が発生しないよう、安全対策等を十分に講ずるとともに、万一事件・事故が発生した場合の連絡・対応体制を整備すること。

米軍の航空機等の運用については、周辺住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策を採ることについて、日米合同委員会で合意しているところです。防衛省としては、鹿屋基地におけるローテーション展開についても、この合意が適切に実施されるよう、引き続き米側との間で必要な協議を行ってまいります。

また、防衛省としては、米軍による事件・事故はあってはならないものと考えており、機会あるごとに隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図るよう、米側に強く働きかけてまいりたいと考えております。

万一、航空機事故等が発生した場合の連絡体制については、米軍が使用する他の飛行場において、航空機事故等が起きた際に、緊急の連絡通報や総合的な応急対策を円滑に実施できる体制を確立するため、九州防衛局と地元関係機関で構成した航空機事故連絡協議会を設置しており、鹿屋基地においても、同様の体制を構築することを考えております。

(2) 事件、事故処理にあたっては、国の責任において適切に対応するとともに、鹿屋市へ透明性をもって適宜速やかに情報提供すること。

防衛省としては、米軍による事件・事故はあってはならないものと考えており、機会あるごとに隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図るよう、米側に強く働きかけてまいりたいと考えております。

他方、万一、米軍による事件・事故が発生した場合には、日米間で合意された「通報手続」等に従い、関係地方自治体等に速やかに通報するとともに、米側に対し、原因究明、再発防止及び安全管理の徹底等について強く申入れを行っており、被害が生じた場合には、迅速かつ適切に補償を行っております。

いずれにしましても、防衛省としては、米軍による事件・事故の防止のためには、実効性のある様々な措置を継続的に実施していくことが重要であると考えており、関係機関と連携しつつ、取り組んでまいります。

5 地域振興策

(1) 今後本市が実施する住民の生活の安全、教育、スポーツ及び文化、医療、福祉、産業の振興に寄与する事業など地域振興に資する事業に対して支援を行うこと。

地域振興に資する事業については、貴市からの具体的な御要望を踏まえ、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律等、既存の枠組みを活用し、貴市の地域振興に最大限協力してまいります。

(2) 再編交付金は、平成28年度までの10年間の時限立法となっているが、訓練移転の実施時期が平成29年度以降になった場合においても再編交付金を適正に交付すること。

再編交付金の交付については、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「再編特措法」という。）に基づき、駐留軍等の再編を受入れて頂いた市町村に対し、原則として再編特措法が失効する平成28年度までの間において交付することができるとされております。

また、経過措置として、再編の実施の年度の開始の日（再編実施基準日）が平成29年度以降となる場合においては、最大平成33年度まで交付することができるとされております。

鹿屋基地におけるローテーション展開を受入れて頂いた場合においては、再編特措法に基づき、適正に交付してまいります。

(3) 住宅移転跡地等の適正な管理を行うとともに、新たな整備等、地域からの要望に財政的な支援も含めて十分な対応を行うこと。

住宅移転跡地等については、貴市からの御要望を踏まえ、これまで国の直轄事業として、多目的広場の整備や、貴市へ広場等として使用許可するなど、有効活用に努めるとともに、適正に管理してきたところですが、今後とも、貴市からの御要望を踏まえ、最大限協力してまいります。

(4) 鹿屋基地の施設整備等を実施する場合、鹿屋市の地元業者を最大限に活用するよう努めること。

鹿屋基地の施設整備に伴う地元業者への発注については、地元企業の皆様方の御要望や官公需法等の主旨を踏まえ、可能な限り地元企業の受注機会の確保に努力してまいります。

【参考資料】

KC-130などの航空機の騒音

所属	航空機	航空機から受音点までの距離			
		250m	500m	1,000m	2,000m
海上自衛隊	P-3C	89 (dB)	83 (dB)	76 (dB)	69 (dB)
米海兵隊	KC-130	89 (dB)	82 (dB)	75 (dB)	66 (dB)
	CH-53	91 (dB)	84 (dB)	77 (dB)	68 (dB)
	MV-22 (固定翼モード)	83 (dB)	77 (dB)	69 (dB)	59 (dB)
	MV-22 (転換モード: 角度80度)	83 (dB)	76 (dB)	69 (dB)	62 (dB)

※ MV-22オスプレイに関する騒音データは、平成24年9月にMV-22オスプレイが普天間飛行場に配備されるに当たり、米軍から提供されたもので、米国内で測定されたもの。

- ・ 固定翼モード: 平成21年10月に米国西海岸へのMV-22配備に伴う環境影響評価書にある値
- ・ 転換モード : 平成23年2月に米側から提供を受けたデータ(防衛省から)